# 広報しんとう

2021
10
No.608

おいしいお米の収穫時期を迎えました

CONTENTS

村からのお知らせ…………………… 2～14
・インフルエンザ予防接種費用を助成します
・家庭ごみの戸別収集を実施します
保健相談センター……………………… 15
暮らしの情報………………… 16～17
カレンダー……………………………… 18
話題あれこれ…………………………… 19
イベント………………………………… 20

## 令和３年度は

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行による重症化を防ぐため
コロナワクチン予防接種を受けられない

## 11歳以下のお子さんを対象に
## インフルエンザ予防接種費用を全額助成します

### 対象者

**接種当日１１歳以下で、榛東村に住民登録がある方**

### 接種期間

**令和３年１０月１日（金）～１２月３１日（金）**

### 助成額

**全額助成**
※2回接種する場合は、2回とも助成対象となります。

**■申請方法**

申請窓口：榛東村保健相談センター

申請書類：①申請書（村ホームページに掲載）
②医療機関発行の領収書・明細書の原本（ワクチン名、被接種者名が記載してあるもの）
※原本が提出できない場合はご相談ください。
③振込先の口座が分かるもの

### 申請受付期間

令和４年１月３１日(月)まで

### 注意事項

・２回接種する場合は、２回接種後に申請をしてください。
・同一世帯内の助成対象者全員の接種が済んでから、世帯毎に申請をしてください。
・領収書に記載の金額が、複数の被接種者合計金額の場合は、必ず医療機関に被接種者全員の名前を領収書に記載してもらってください。
・保護者の勤務先等で接種費用の助成が受けられる場合は、接種費用から助成額を差し引いた金額を助成します。

**お問い合わせ**
**榛東村保健相談センター　☎0279－70－8052**

※65歳以上の方のインフルエンザ接種費用の助成については、15ページの「お元気ですか　保健相談センターです」をご確認ください。

## 新型コロナワクチン接種について

**問い合わせ先** コロナワクチン相談窓口（☎２６－２２０１）

### 村の集団接種について

集団接種の受付は終了しています。

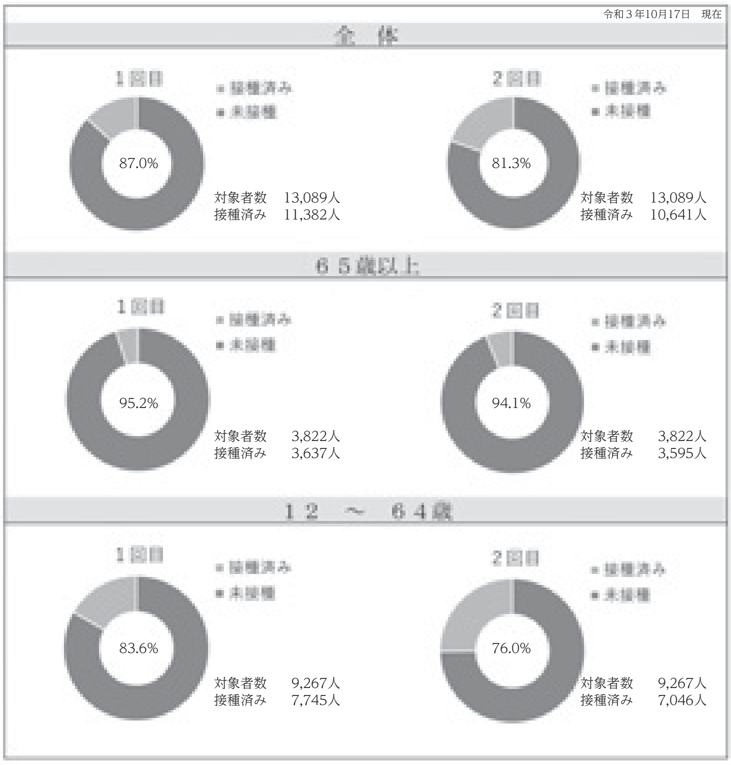


### 医療機関での個別接種について

11月以降は、医療機関での個別接種のみ実施します。

村内の医療機関は、電話（榛東村コールセンター）またはLINE（群馬県デジタル窓口）で予約してください。村外の医療機関での接種予約をする場合は、各市町村のコールセンター等にお問い合わせください。

群馬県デジタル窓口

榛東村コールセンター
☎０５０－５４４５－６２１５

予約後、キャンセルする場合は、早めに榛東村コールセンターにご連絡ください。３日前からは、直接医療機関にご連絡ください。

## 経営支援事業について

**問い合わせ先** 産業振興課（☎５４－２２１１　内線２２５）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、月次支援金（国）、感染症対策事業継続支援金（県）または感染症対策営業時間短縮要請協力金（県）の給付を受けた事業者村内に所在する事業所または個人事業主に対し10万円を給付します。
※申請方法等の詳細は、10月下旬に村ホームページでお知らせします。

### 国の月次支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けている事業者に対して支援金を支給

・給付上限額　中小法人等　20万円／月
　　　　　　　個人事業主　10万円／月
・相談窓口　　☎0120-211-240
　　　　　　（IP 専用回線：03-6629-0479）

### 群馬県の感染症対策営業時間短縮要請協力金

群馬県からの営業時間短縮等の要請に応じた事業者に協力金を給付

・相談窓口：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力センター
☎0570-077-370（第１弾、第２弾）
☎050-5444-6096（第３弾）

### 群馬県の感染症対策事業継続支援金

まん延防止等重点措置適用に伴う時短要請や不要不急の外出自粛要請等の影響を受けた県内中小企業者等へ支援金を支給

・給付上限額　中小法人等　20万円／月
　　　　　　　個人事業主　10万円／月
・問い合わせ先　群馬県感染症対策事業継続支援金コールセンター
☎027-381-8590

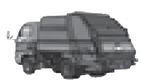

高齢者等の支援

## 家庭ごみの戸別収集について

問い合わせ先 住民生活課（☎５４－２２１１　内線１２２）

榛東村では、ひとり暮らしの高齢者など、お近くのごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な方を対象に戸別収集を実施しています。申請を希望される方は、住民生活課にご連絡いただくか、お近くの民生委員にご相談ください。

### 収集日

毎週水曜日
午前９時までに自宅の玄関等に出されたごみを収集します。

### 費用

無料

### 対象世帯

高齢者や体に不自由があり、ごみ出しが困難な世帯
※ご家族や近隣住民、施設等から支援を受けられる世帯は対象外です。

### 収集方法

日常で発生する生活ごみを、燃えるごみ・燃えないごみ・資源物等に分別して指定ごみ袋に入れて出していただきます。

収集は村の職員が行います。その際、安否確認のためお声がけさせていただくことがあります。

## エコフェスタＲ３の実施について

問い合わせ先 環境美化推進協議会（☎５４－２２１１　内線１２２）

廃タイヤ・消火器・廃家電（冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機・エアコン・テレビ）・衣類の回収を実施します。

回収業者にご協力いただき、榛東村防災広場で受け入れます。廃タイヤや廃家電の処分にお困りの方は是非ご利用ください。

### 開催日

令和３年11月23日（祝）
午前９時から11時まで（最終受付）

### 場所

榛東村防災広場（榛東村役場庁舎南西）

### 注意事項

新型コロナウイルスの感染防止の観点から今年度についても規模を縮小しての開催となります。

衣類は、必ず中身が見える袋に入れて搬入してください。中身が確認できない袋に入っているものやバラバラのものについては、収集の都合上、受入ができません。

※廃タイヤや家電の処分は有料です。（別途回覧のチラシをご覧ください）
※衣類の搬入は無料です。

# 非自発的失業者の国民健康保険税を軽減します

問い合わせ先 税務課（☎５４－２２１１　内線１６３）

会社都合による解雇や倒産、雇い止めなど非自発的な理由により離職された方がいる世帯の国民健康保険税を軽減します。

## 軽減対象者

離職日現在、満65歳未満の方で雇用保険の「特定受給資格者」（雇用保険受給資格者証の理由コード…11、12、21、22、31、32）または「特定理由離職者」（雇用保険受給資格者証の理由コード…23、33、34）に該当する方が対象となります。

なお、雇用保険適用外の方、「特例受給資格者証」または「高年齢受給資格者証」が交付されている方は対象となりません。

## 軽減の内容

対象の方の前年の給与所得を30／100とみなして国民健康保険税を算定します。ただし、給与所得以外の所得及び世帯の非自発的失業者でない他の国民健康保険加入者の所得は30／100として算定されません。

## 軽減される期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間となります。

※　国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険（社会保険等）に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。

## 申請手続き

以下のものを持参のうえ、役場税務課で申請手続きを行ってください。

①　雇用保険受給者資格者証（原本）
②　雇用保険受給者資格者証（写し）
③　印鑑（認印可、スタンプ印不可）

なお、申請書は来庁時に作成、提出をしていただきますが、村ホームページからもダウンロードすることができます。

※　必ず雇用保険受給資格者証が交付されてから申請をしてください。離職票での受け付けはできません。

## 県道南新井前橋線バイパス２期工区が開通しました

**問い合わせ先** 県渋川土木事務所（☎２２―４０５５）

県道南新井前橋線バイパス整備事業により、旧・高崎渋川線から関越自動車道駒寄スマートICまでの２期工区（約1.1キロメートル）が、10月１日（金）午前12時に開通しました。

今年の３月22日に開通した３期工区（約0.9キロメートル）と合わせると、県道高崎渋川線バイパスから駒寄スマートICまでの約2.0キロメートルがつながりました。

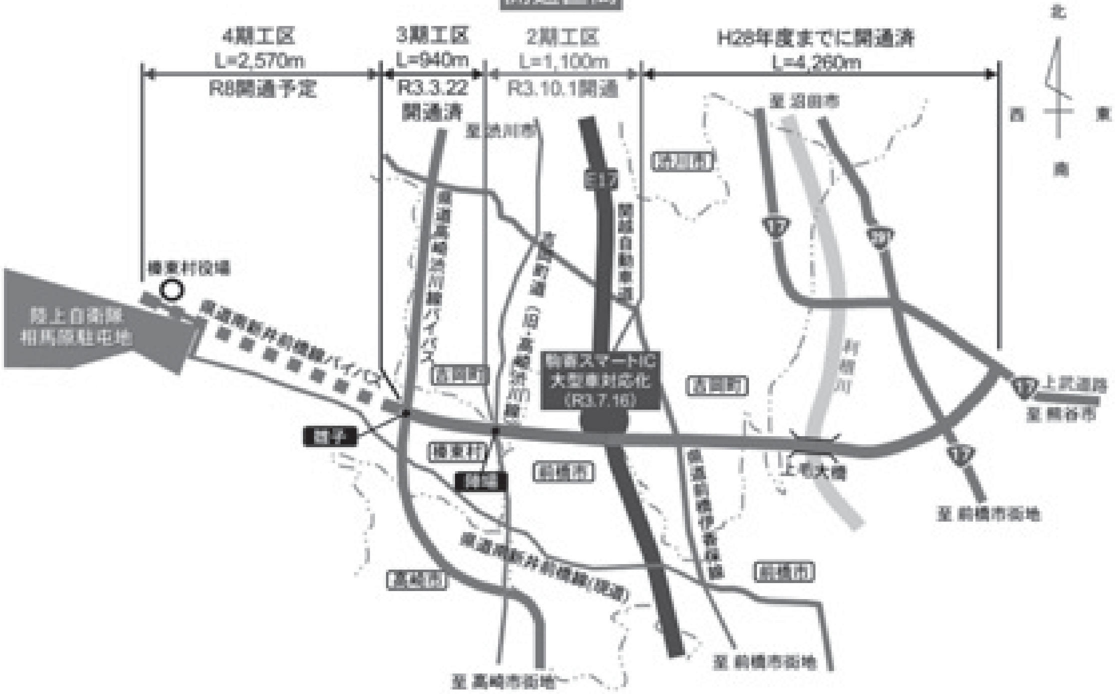

## 自転車に乗るときはヘルメットを着用してください

**問い合わせ先** 総務課（☎５４－２２１１　内線２５３）

群馬県交通安全条例が改正され、令和３年４月１日から、自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければならないことになりました。

自転車乗用中の交通事故でヘルメット着用者の致死率は非着用者の約３分の１となっています。

大切な命を守るため自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

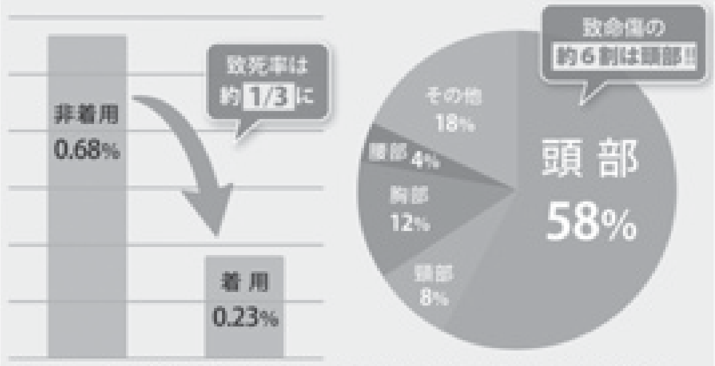

［ヘルメット着用状況別致死率(R2)］
出典：警察庁
［自転車乗用中の死者の致命傷部位(R2)］
出典：警察庁

# 勤労者住宅建設資金利子補給制度のご案内

問い合わせ先　産業振興課（☎54－2211　内線226）

　勤労者（所得税法に規定する給与所得者）が、金融機関等から建設資金を借りて、令和３年１月から同年12月までの間に、榛東村内に専用住宅を新築または購入（新築に限る）した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利１％」の割合で計算した額の利子補給を３年間受けることができます。

　利子補給を希望する方は、必要書類を添えて申請してください。

## 申請の要件　次に掲げる全ての条件を満たしていること。

① 榛東村に専用住宅を新築（新築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。）したものであり、当該勤労者の生活の本拠となること。
② 床面積の総数が「150㎡以下」の専用住宅（附属設備を含む。）であること。
③ 当該勤労者が、所得税法に規定する給与所得者であること。

【利子補給額算出例】

<借入額（２年目以降は当該年末借入残高）が1000万円の場合>

利子補給年額 ＝ 300万円（利子補給対象限度額）× １％ ＝ ３万円

<借入額（２年目以降は当該年末借入残高）が280万円の場合>

利子補給年額 ＝ 280万円 × １％ ＝ ２万８千円

## 申請期間及び受付

① 受付期間　令和４年１月４日（火）～令和４年１月31日（月）
② 受付時間　午前８時30分～午後５時15分　※役場閉庁日は、除く
③ 提出先　産業振興課窓口のほか郵送（期間内必着）での受け付けも可能です。

## 提出書類

| 書類名 | 備　考（書類交付先等） |
|---|---|
| 利子補給金交付申請書 | 村指定の別紙様式 |
| 住宅新築調書 | 村指定の別紙様式 |
| 口座振替申出書 | 村指定の別紙様式 |
| 建物平面図の写し | 不動産業者または工務店等 |
| 売買契約書の写しまたは請負契約書の写し | 不動産業者または工務店等 |
| 建築基準法の規定に係る検査済証等の写し | 建築主事（不動産業者または工務店等） |
| 源泉徴収票の写し | 申請者の勤務先 |
| 住民票　※申請時に榛東村が住所登録地の場合は不要 | 住所登録地の役所・役場 |
| 融資証明書（金融機関印要）または残高証明書の写し | 借入金融機関 |

※「写し」での提出を要す書類は、あらかじめコピーのうえ、ご提出ください。

## 申請書様式

　産業振興課窓口および税務課職員による家屋調査時に配布しているほか、村のホームページからもダウンロードできます。

## ２・３年目の提出書類（２・３年目の方には、11月中に案内を通知します）

① 融資機関が証明発行した融資証明書（金融機関印要）　または　残高証明書の写し
② 勤務先で発行した「源泉徴収票」の写し

## 11月30日は「年金の日」です!!

問い合わせ先 住民生活課（☎５４－２２１１　内線１３３）

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、渋川年金事務所にお問い合わせください。

○年金相談・お手続きの際は**予約相談**をご利用ください。
　ご予約いただくと…
　　①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。
　　②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。
予約相談の実施時間帯
　８：３０～１８：００（月曜日）
　８：３０～１６：００（火～金曜日）
　９：３０～１５：００（第２土曜日）
申し込みは、「予約受付専用電話」へ　**０５７０－０５－４８９０**（ゴヨヤクヲ）

## 付加年金制度をご利用ください

問い合わせ先 住民生活課（☎５４－２２１１　内線１３３）

付加年金は、第１号被保険者や６５歳になるまでの任意加入被保険者が希望により定額保険料（令和３年度は１６,６１０円）に月額４００円を加えた付加保険料を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができる制度です。

・付加年金保保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
・付加年金保険料の納期限は、翌月末日と決められています。
・納期限を経過した場合でも、期限から２年以内であれば納めることができます。
・免除制度を利用している方、国民年金基金に加入している方は利用できません。
・納付することを希望しない場合は、「付加保険料納付辞退申出書」の提出が必要となります。

### 付加年金額（年間受取額）の計算式

２００円×付加年金保険料納付月数

（例）付加年金保険料（４００円／月）を２年間納めた場合
　保険料　４００円×２４月（２年）＝９,６００円
　受取額　２００円×２４月（２年）＝４,８００円（年間）

※付加年金受取額の４,８００円は、毎年受け取ることができるため、２年間で受け取る付加年金額と支払った付加年金保険料が同額になります。

# 村外在住学生等支援金の申請忘れはありませんか？

問い合わせ先 企画財政課（☎５４－２２１１　内線２４１）

村では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、榛東村以外の市区町村で一人暮らしをする学生または一人暮らしを支える保護者に支援金（30,000円）を給付しています。
申請期限は、令和３年12月28日（火）までとなっていますので、令和3年度の支援金の給付を受けていない方は、お忘れなく申請をしてください。

## 給付対象者

申請日現在に次の①から③までのいずれかに該当する学校に在籍していて、㋐から㋓までのすべての要件を満たす学生

【学校】

① 学校教育法に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、短期大学、大学、高等専門学校、大学院、専修学校

② 保健師助産師看護師法に定める准看護師学校、准看護師養成所

③ 日本の高等学校、大学または大学院課程に相当する日本国外の学校

【要件】

㋐ 平成21年4月1日以前に生まれた方

㋑ 榛東村に住民登録をしたことがある（している）方

㋒ 申請日現在、村外で一人暮らしをしている方（居住地での住民登録の有無は問いません）

㋓ 申請日現在、榛東村に住所を有する保護者に扶養されている方

## 申請方法

村ホームページから申請書をダウンロードして、必要事項の記入及び学生証の写しなど必要な書類を添付して企画財政課に提出してください（郵送可）。また、学生本人が18歳未満の場合は、学生の保護者が申請者となります。

## 申請期限

令和３年12月28日（火）（郵送の場合は当日の消印有効）

## よくある質問

Q．令和２年度に村外在住学生等支援金の給付を受けていますが、令和３年度も支援金の給付を受けることはできますか？

A．はい。令和２年度に支援金の給付を受けている方でも、給付対象者の要件を満たせば令和3年度も支援金の給付を受けることができます。

Q．学生寮に住んでいる場合でも、村外在住学生等支援金の給付を受けることはできますか？

A．はい。学生寮も一人暮らしの要件に該当します。ただし、学生寮に住んでいる場合は、入寮証明などが必要となります。詳しくは、企画財政課までお問い合わせください。

# 令和２年度

# 一般会計決算

## 歳入
## 81億6,594万円
## 歳出
## 77億8,155万円

## 村をよりよくするため 計画的に使いました

令和２年度の決算がまとまり、９月に開かれた定例村議会で認定されました。一般会計の歳入総額は、81億6，593万7，148円、歳出総額が77億8，154万9，868円となり、差し引きで3億8，438万7，550円を令和3年度に繰り越しました。

地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、その中で、歳出全般の経費節減・合理化を図り、限られた財源の重点的な配分により節度ある財政運営を行い、財政の健全性の確保、財政秩序の維持に努め、住民福祉の向上のため予算を執行しました。

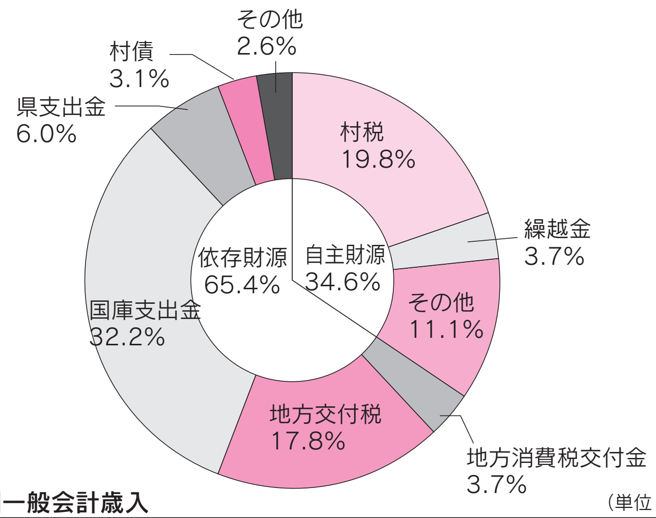


**■一般会計歳入**　（単位：万円）

| | 項　目 | 令和２年度決算 | 前年度比 |
|---|---|---|---|
| 《自主財源》34.6% | 村税 | 16億1,957 | 2,966 |
| | 繰越金 | 3億0,090 | 1億1,201 |
| | その他 | | |
| | ・分担金および負担金 | 881 | △ 2,436 |
| | ・使用料および手数料 | 2,471 | △ 738 |
| | ・財産収入 | 3,047 | 93 |
| | ・寄付金 | 4億5,702 | 3,552 |
| | ・繰入金 | 3億0,788 | △ 2,953 |
| | ・諸収入 | 7,531 | 426 |
| 《依存財源》65.4% | 地方消費税交付金 | 3億0,036 | 5,852 |
| | 地方交付税 | 14億5,577 | 1億1,400 |
| | 国庫支出金 | 26億3,028 | 19億0,565 |
| | 県支出金 | 4億8,703 | 2,827 |
| | 村債 | 2億4,960 | 7,700 |
| | その他 | | |
| | ・地方譲与税 | 8,049 | 48 |
| | ・利子割交付金 | 162 | 17 |
| | ・配当割交付金 | 700 | △ 17 |
| | ・株式譲渡所得割交付金 | 856 | 426 |
| | ・法人事業税交付金 | 404 | 404 |
| | ・ゴルフ場利用税交付金 | 1,015 | 8 |
| | ・自動車取得税交付金 | 0 | △ 1,216 |
| | ・環境性能割交付金 | 750 | 393 |
| | ・国有提供施設所在助成金 | 7,240 | △ 125 |
| | ・地方特例交付金 | 2,428 | △ 1,892 |
| | ・交通安全対策特別交付金 | 217 | 38 |
| | **合　計** | **81億6,594** | **228,541** |

**■特別会計歳入**　（単位：万円）

| 会計名 | 令和２年度決算 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 国民健康保険特別会計 | 13億6,868 | △ 1億1,636 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1億3,613 | 562 |
| 介護保険特別会計 | 11億8,458 | 2,720 |
| 住宅新築資金等貸付特別会計 | 1,442 | 407 |
| 公共下水道事業特別会計 | 3億4,537 | △ 7,126 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 2億0,516 | 2,513 |
| 学校給食事業特別会計 | 1億1,126 | △ 880 |
| 太陽光発電事業特別会計 | 3,176 | 67 |

## 財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、財政破たんを未然に防ぐため「早期健全化」と「財政再生」の2段階で自治体の財政の悪化をチェックするしくみを定めています。これらの指標のうち1つでも基準を超えると、財政健全化計画の策定などが義務付けられることとなります。

○**実質赤字比率**（一般会計等の実質赤字の比率） －％

○**連結実質赤字比率**（すべての会計の実質赤字の比率）…… －％

○**実質公債費比率**（公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率。早期健全化基準25.0％）…… **9.3％**

○**将来負担比率**（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）…… －％

○**公営企業における資金不足比率**（公営企業ごとの資金不足の比率）

・上水道事業会計 …… －％
・公共下水道事業特別会計 …… －％
・農業集落排水事業特別会計 …… －％
・太陽光発電事業特別会計 …… －％

※実質公債費比率以外の比率については、該当する比率がない、または該当する比率が算出されない場合、「－％」と表記します。

## 村民１人あたりの村税の負担額は

**111,725円**

- **村民税**……53,670円
- **固定資産税**……48,448円
- **軽自動車税**……3,874円
- **たばこ税**……5,733円

※令和３年３月31日現在の人口（14,496人）で算出

## 普通会計※における性質別支出の割合

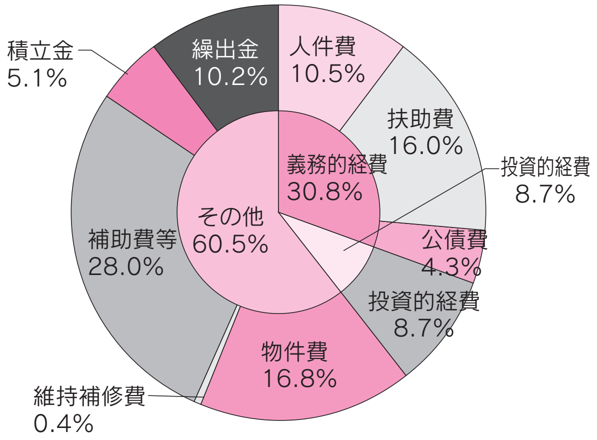


※普通会計とは、地方財政状況調査に基づく区分によるもので、本村においては、一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計および学校給食事業特別会計の合算額から、各会計間の相互重複分を控除したものをいいます。

※歳入歳出の決算額については、万円未満を四捨五入しています。

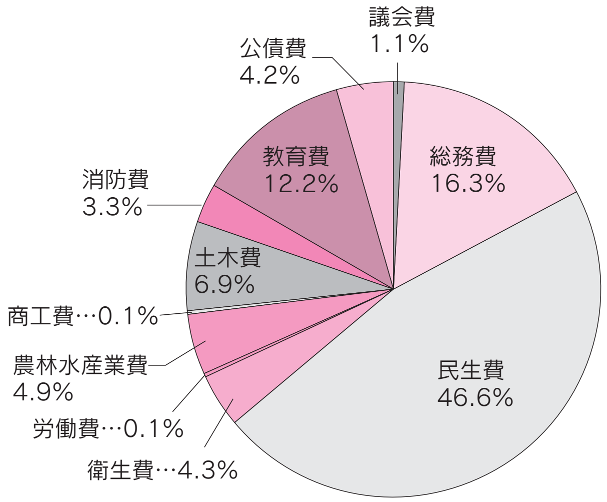


### ■一般会計歳出

（単位：万円）

| 項　目 | 令和２年度決算 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 議会費 | 8,260 | △ 269 |
| 総務費 | 12億6,943 | 3億6,554 |
| 民生費 | 36億2,588 | 15億9,353 |
| 衛生費 | 3億3,352 | 2,899 |
| 労働費 | 537 | △ 9 |
| 農林水産業費 | 3億8,388 | 106 |
| 商工費 | 1,043 | △ 192 |
| 土木費 | 5億3,498 | 7,441 |
| 消防費 | 2億5,735 | △ 3,351 |
| 教育費 | 9億4,663 | 2億7,043 |
| 公債費 | 3億3,149 | △ 9,382 |
| 諸支出金 | 0 | 0 |
| **合　計** | **77億8,155** | **220,193** |

### ■特別会計歳出

（単位：万円）

| 会計名 | 令和２年度決算 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 国民健康保険特別会計 | 13億3,478 | △ 1億1,769 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1億3,613 | 562 |
| 介護保険特別会計 | 11億5,687 | 1,752 |
| 住宅新築資金等貸付特別会計 | 827 | △ 144 |
| 公共下水道事業特別会計 | 3億4,537 | △ 7,126 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 2億0,516 | 2,513 |
| 学校給食事業特別会計 | 1億1,122 | △ 849 |
| 太陽光発電事業特別会計 | 2,881 | △ 228 |

# 令和2年度 決算審査意見書

**地方自治法により決算を監査委員の審査に付することが義務づけられています。この規定に基づき実施された監査委員による令和2年度決算審査の概要をお知らせします。**

令和2年度決算等審査に係る意見は次のとおりである。

榛東村監査委員
岩﨑　唯　雄
三　保　　実

**審査期間**

令和3年7月16日から
7月28日まで(実4日間)

**審査内容**

**【一般・特別会計決算審査】**

・一般会計
・国民健康保険特別会計
・後期高齢者医療特別会計
・介護保険特別会計
・住宅新築資金等貸付特別会計
・公共下水道事業特別会計
・農業集落排水事業特別会計
・学校給食事業特別会計
・太陽光発電事業特別会計

**【基金運用状況に関する審査】**

・一般会計　9基金
・特別会計　3基金

**【公営企業会計決算審査】**

・上水道事業会計

**【財政の健全化等に関する審査】**

・財政の健全化に関する審査
・経営の健全化に関する審査

**審査意見**

**【一般・特別会計決算審査】**

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に起因して、一般会計の歳入歳出は、ともに前例のない規模の決算となった。緊急事態宣言の発出や感染症予防による制限を余儀なくされる中で、従前の業務に加えて、特別定額給付金の給付や各種感染症対策事業など、村民の生活を守るために新型コロナウイルス感染症対策に奔走された職員皆様に、まずは深く感謝を申し上げる。

令和2年度における一般会計及び特別会計を合わせた総計決算額は、歳入11，563，303千円、歳出11，108，153千円となっている。

歳入から歳出を差し引いた額(形式収支)は455，150千円で、形式収支から翌年度繰越財源184，674千円を差し引いた額(実質収支)は270，476千円で、これから前年度実質収支額303，869千円を控除した額(単年度収支)は、33，393千円の赤字となっている。

一般会計における歳入をみると、歳入決算額の19.83％を占める村税は、収入済額が1，619，568千円、収入率が98.45％で前年度と比較して1.41ポイント増加している。限られた課税徴収体制の下で収入未済額及び収入率が複数年にわたって継続して改善していることは、大いに評価するところである。

村税のほか、児童保育費負担金、農業用施設使用料、住宅使用料等の税外収入についても、継続的な取組により収入未済額を解消又は縮減している。収入未済額に対する全庁的な取組を評価するとともに、より一層の収入未済額の縮減に向けた組織体制の見直し及び取組の強化、継続に努めていただきたい。

特別会計における歳入は、歳入科目を有する全ての特別会計で収入未済額が縮減している。特に、国民健康保険税の収入未済額の縮減及び徴収率の大幅な向上は、大いに評価するところである。また、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅新築資金等貸付金、下水道使用料及び学校給食事業収入についても収入未済額の縮減が認められ、その取組について評価するところである。保険料や使用料は、各制度の根幹をなす重要な財源となることから、引き続き、収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めていただきたい。

歳出をみると、一般会計が7，781，550千円、特別会計が3，326，603千円で、合わせて11，108，153千円となっている。前年度と比較して、一般会計においては2，201，930千円増加し、特別会計においては152，894千円減少している。

一般会計の歳出では、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、経済活性化対策事業など新型コロナウイルス感染症対策に関連する支出を確認した。この支出の大半は国庫支出金を財源としているが、今後、新たな感染症の流行や自然災害その他不測の事態が生じた際に、同様の財源を確保できる確約はない。不測の事態から自らの財源で住民の生活を守るためにも、各事業の費用、効果を十分検証の上、効果的かつ効率的な事務事業の執行に努め、より健全な財政運営が図られるよう努めていただきたい。

不用額については、一般会計340，056千円と特別会計117，768千円を合わせると457，824千円で、前年度と比較して48，941千円減少している。抽出による事案審査の結果、その大半が不用額を計上した理由はやむを得ないものと認められたが、限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、より精度の高い予算編成と計画的な予算執行に努めるとともに、不用額が明らかになった場合は、速やかに補正措置を行うなど、適切に予算を管理していただきたい。

財政指標をみると、財政力指数は0・56で、前年度と同数であった。経常収支比率は92・8％（前年度91・8％）で、前年度と比較して1・0ポイント悪化している。改善傾向にあった比率が負に転じたことから、今後の動向を注視していただきたい。実質公債費比率は9・3％（前年度10・0％）で、前年度と比較して0・7ポイント減少しており、悪化傾向にあった比率が改善傾向に転じている。引き続き、比率の推移を注視し、健全な財政運営に努めていただきたい。

　令和2年度の決算状況、財政状況等を勘案すると、当年度は適切に財政運営が行われ、財政状況は健全に維持されている。しかし、過去5年間の財政指標は、現在の財政状況が決して楽観視できるものではないことも示唆している。限られた財源の中で、既存資源の活用を図りながら、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って創意工夫に励み、より効果的で、より効率的な執行に取り組んでいただきたい。

　最後となるが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束の兆しは見えず、今後も不安と隣り合わせの日常を営むことを余儀なくされると考える。想定外が想定外でなくなり、常に危機感を持ち合わせなければならない現代こそ、社会情勢や経済情勢の行方を的確に把握し、第6次榛東村総合計画が示す村の将来像『子どもに夢を　みんなに福祉と安心を』の実現に向けた施策が数多く展開されることを期待して、審査意見とする。

**【基金運用状況に関する審査】**

　当年度の一般会計及び特別会計における各基金の運用状況について、地方自治法、榛東村各基金条例及びその他関係法令に照らして審査した結果、調書等の計数は正確であり、適切に運用されているものと認められた。

**【上水道事業会計決算審査】**

　当年度における業務実績をみると、前年度と比較して、給水人口、総配水量はそれぞれ減少しているが、給水件数は増加している。

　経営成績をみると、当年度の総収益は295，587千円、総費用は243，396千円で、前年度と比較して総収益は2，751千円増加し、総費用は12，429千円減少している。純利益は52，191千円で、前年度と比較して15，181千円増加している。

　当年度の有収率は77・83％で、前年度と比較して6・06ポイント増加している。前年度からは数値が大幅に改善していると認めるところであるが、全国の同規模団体の平均値（80・51％）とは乖離している。この原因として、施設等の老朽化による漏水のほか、不明水などによるものと考えられるが、水道水がより有益に活用されるよう、有収率向上の対策を早急に講じていただきたい。

　投資的事業については、老朽化に伴う施設改修及び配水管布設替えの実施は今後も不可避であり、今後、投資的事業が増加していくことが予想される。これらの事業を実施するためには多額の費用を要することから、計画的かつ効果的な事業の実施が求められる。

　水道料金に係る未収金については、前年度と比較して2，465千円減少している。継続的な取組により未収金が縮減したことは認めるところであるが、過去からの未収事案も散見される。水道料金収入は、上水道事業収益の根幹をなすものであり、水道料金を確実に徴収することが事業の健全運営にとって不可欠である。効果的な徴収対策を幅広く検討の上、未収金の縮減に取り組んでいただきたい。

　上水道事業は、民間企業の会計基準により近いものとなっている。会計指標等を注視し、独立採算による公営企業として、収益の確保及び効率的かつ効果的な投資を行いながら、経営の健全化を進めていただきたい。

　また、災害等の不測の事態の際に、上水道は生活に欠くことのできない極めて重要なライフラインとなる。確実かつ安定した施設管理はもとより、これを支える水道技術管理の継承及び人材育成に取り組んでいただきたい。

　上水道事業の広域化など水道事業を取り巻く状況や水道需要も変化している昨今、安心、安全かつ良質な水道水が今後も安定供給されることを望み、審査意見とする。

**【財政の健全化等に関する審査】**

・財政の健全化に関する審査について、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適切に作成されているものと認められた。

　実質公債費比率は9・3％で、前年度と比較して0・7ポイント減少している。

　実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、前年度と同様に負数（マイナス）となることから計上されていない。

・経営の健全化に関する審査について、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適切に作成されているものと認められた。

　また、いずれの会計においても、資金不足は生じていないことを確認した。

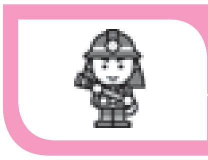

# 秋の火災予防運動

問い合わせ先 総務課（☎５４－２２１１ 内線２５４）

**防火標語（2021 年度全国統一防火標語）『おうち時間 家族で点検 火の始末』**

11月９日～15日は、秋季全国火災予防週間です。空気が乾燥し、火災が発生しやすくなる時季を迎えるに当たり、大切な命や財産を守るため、火の取り扱いには十分注意してください。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

**【４つの習慣】**

○ 寝たばこは絶対にしない、させない。
○ ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
○ こんろを使うときは火のそばを離れない。
○ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグを抜く。

**【６つの対策】**

○ 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
○ 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
○ 火災の拡大を防ぐために、寝具、カーテン等に防炎物品を使用する。
○ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
○ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確認し、備えておく。
○ 防火防災訓練への参加などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

# 10月新刊情報 中央公民館図書室

問い合わせ先 中央公民館（☎５４－２５７３）

利用時間　午前８時30分から午後５時まで　　休館日　毎週月曜日・祝日

## おすすめ本

**小説８０５０**
**林　真理子**

息子が引きこもって７年。壊される窓ガラス、結婚に反対される娘。ついに父親は息子と向き合う決意をするが…日常の隣にある絶望と再生の物語

**なわとびょ～ん**
**シゲリカツヒコ**

なわとびの苦手なケンタの前になぞの男があらわれて…えっ、こんなものまでとばしちゃうの！？みんなのお悩み、ぜ～んぶとんで解決？

| 書　　名 | 著者名 |
|---|---|
| その扉をたたく音 | 瀬尾 まいこ |
| invert 城塚翡翠倒叙集 | 相沢 沙呼 |
| 八本目の槍 | 今村 翔吾 |
| 田中家の三十二万石 | 岩井 三四二 |
| リボルバー | 原田 マハ |
| 琥珀の夏 | 辻村 深月 |
| 水を縫う | 寺地 はるな |
| 兇人邸の殺人 | 今村 昌弘 |
| 三体 Ⅱ 黒暗森林（上・下） | 劉 慈欣 |
| 本心 | 平野 啓一郎 |

| 書　　名 | 著者名 |
|---|---|
| 雷神 | 道尾 秀介 |
| おやすみゴリラくん | ペギー・ラスマン |
| おたのしみじどうはんばいき | 宮知 和代 |
| かいぞくタコせんちょう | 二宮 由紀子 |
| むしばいっかのおひっこし | にしもと やすこ |
| 星落ちて、なお | 澤田 瞳子 |
| テスカトリポカ | 佐藤 究 |
| 彼岸花が咲く島 | 李 琴峰 |
| にぎやかな落日 | 朝倉 かすみ |
| 疼くひと | 松井 久子 |

お元気ですか

# 保健相談センターです

**しんとう健康ダイヤル24**

**☎0120－077－005**

**24時間・年中無休　通話料・相談料無料**

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

## 高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

10月から高齢者インフルエンザの予防接種が始まりました。

■対象者…
①接種当日65歳以上の方
②60～64歳のうち慢性高度心臓・腎臓機能不全の方（かかりつけの医師にご相談ください。）

■接種期間…10月1日～12月31日

■自己負担額…1，000円

＊生活保護受給世帯の方は、自己負担はありません。

■接種方法…医療機関にお問い合わせいただき、接種してください。

＊予診票は村内、吉岡町、渋川市の医療機関、近隣の医療機関の窓口に用意されています。医療機関にある予診票を使用して接種してください。

＊村と契約していない医療機関（県外医療機関）で接種する場合は事前に手続きが必要です。接種する前に保健相談センターに申請してください。

（契約医療機関のお問い合わせは保健相談センターへ）

## 歯周疾患検診はお済みですか?

今年度も村では20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳（令和4年4月1日現在の年齢）の方を対象に、歯と歯ぐきの病気を早期に発見し、治療と予防するために歯周疾患検診を実施しています。

対象の方には7月に個別に案内をお送りしています。

歯周病はお口の中の細菌などが原因で歯ぐきが炎症を起こし、歯を支えている組織が徐々に破壊されていく病気です。放っておくと最終的には歯が抜け落ちてしまいます。

歯周病は歯を失う原因になるだけでなく、脳梗塞や心筋梗塞、肺炎などを引き起こしたり、糖尿病を悪化させたりします。

健康で長生きするためには、お口の健康を保つことも大切です。

対象の方はこの機会にぜひ受診しましょう。

■実施期間…令和4年1月31日まで

■受診方法…指定された歯科医院へ予約し、村からの案内と健康保険証を持参してください。

■検診費用…無料（ただし精密検査や治療を行うと、治療費用が発生する場合があります）

■検診内容…歯科医師が口腔の状態を確認し、結果を説明します。

▼問い合わせ先
保健相談センター
（☎0279－70－8052）

## 休日当番医

**急病で救急車を要する場合は、迷わず「119番」**
**救急医療情報テレフォンサービス　☎0279－23－0099**
**夜間急患診療所（午後7時～10時、年中無休）☎0279－23－8899**

| 月 | 日 | 内科 | 内科 | 外科 | 耳鼻科 | 歯科 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | 24日(日) | 青い鳥ファミリークリニック（渋川）☎26-2681 | 駒寄こども診療所（吉岡）☎55-5252 | あだち整形外科（渋川）☎30-1170 | いのうえ耳鼻咽喉科医院（渋川）☎30-1133 | 星野歯科クリニック（渋川）☎22-0232 |
| 10月 | 31日(日) | 川島内科クリニック（渋川）☎23-2001 | 佐藤医院（吉岡）☎54-2756 | 高野外科胃腸科医院（渋川）☎24-2425 | | さくら歯科（吉岡）☎30-6333 |
| 11月 | 3日(祝) | 渋川中央病院（渋川）☎25-1711 | 原沢医院（伊香保）☎72-2503 | 渋川医療センター（子持）☎23-1010 | | たきざわ歯科医院（吉岡）☎55-6480 |
| 11月 | 7日(日) | 石北医院（渋川）☎22-1378 | 入内島内科医院（渋川）☎60-7322 | 関口病院（渋川）☎ 22-2378 | 吉岡ちよだ耳鼻咽喉科（吉岡）☎26-7546 | たけうち歯科医院（吉岡）☎25-7700 |
| 11月 | 14日(日) | 神山内科医院（渋川）☎22-2181 | ふるまき内科医院（渋川）☎25-8881 | 渋川医療センター（子持）☎23-1010 | 川島医院（渋川）☎22-2421 | エース歯科（吉岡）☎55-1181 |
| 11月 | 21日(日) | 大谷内科クリニック（渋川）☎20-1881 | 佐藤医院（北橘）☎52-3003 | とまるクリニック（渋川）☎26-7711 | | あかぎ歯科医院（赤城）☎20-6522 |
| 11月 | 23日(祝) | 厚成医院（渋川）☎22-1060 | 赤城開成クリニック（赤城）☎20-6500 | 北毛病院（渋川）☎24-1234 | | いいづか歯科医院（渋川）☎22-0808 |

※耳鼻科・歯科の診療時間は正午までです。

# 暮らしの情報

教育にかかわるご相談は

**榛東村教育研究所まで**

（榛東村教育委員会）

午前8時30分～午後5時

☎54−2211　内線210

**榛東村地域包括支援センター**

本村在住の高齢者の方で、困りごとや心配ごとがありましたらご相談ください。

■場所：榛東村保健相談センター内

（☎0279−25−8441）

お知らせ

NEWS

## 認知症サポートデイ オレンジケア in 渋川・北群馬

9月下旬に毎戸配布しました認知症サポートデイの案内に掲載されている住民公開講座（テーマ「認知症とともに生きる」）について、講師が変更になりました。

（変更前）

町永　俊雄（福祉ジャーナリスト・元NHKアナウンサー）

↓

（変更後）

山口　晴保（群馬大学名誉教授）

新型コロナウイルス感染予防対策を実施しています。ご来場の際はマスク着用、手指消毒、健康状態申告書の記入をお願いします。また、感染拡大状況によっては中止となる可能性もございます。中止の場合は渋川地区在宅医療介護連携支援センターホームページなどに掲載いたします。

▼問い合わせ先

渋川地区在宅介護連携支援センター

☎26−3990

## 『無料税務相談所』開設

関東信越税理士会会員の税理士による税に関する無料相談会が開催されます。税理士には法律により守秘義務が課されており、秘密をもらすことはありませんので、安心してご相談ください。

■日時　11月26日（金）

午後1時～午後4時

■場所　榛東村役場3階

302会議室

■相談は予約制となっていますので、事前にお電話にてご予約をお願いします。また、相談日には、ご本人が関係書類等をご持参ください。

▼ご予約及びお問い合わせは、

榛東村税務課

☎54−2211内線163

## 群馬県最低賃金が改正

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

また、特定の製造業については、群馬県最低より時間額が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室または群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

■群馬県最低賃金

時間額865円

（令和3年10月2日から）

▼問い合わせ

群馬労働局労働基準部賃金室

☎027−896−4737

## 不安を抱える女性への寄り添い相談支援事業（ぐんま・ほほえみネット）

コロナ下による解雇や雇い止め、DVの危険の高まり、心身の不調、収入減、また、女性に家事育児が過度に偏るなどの課題が明らかになっています。

そこで、県では相談・支援の経験豊富な民間団体に委託し、関係機関とも連携して、電話・SNSでの相談受付や、訪問・同行等による支援を行います。費用は無料です。一人で悩まず相談してください。

■相談先

NPO法人Next Generation

前橋市千代田町2−8−12

☎050−3196−4973

日・火・木

▼問い合わせ先

群馬男女協同参画センター

☎027−224−2211

## 11月は労働保険適用促進強化期間です

労働保険は働く皆さんを守ります。労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、政府が管理・運営している強制的保険です。農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務づけられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に必要な給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るべく広報活動を実施しています。

加入の手続き、ご相談、群馬労働局労働保険徴収室または、最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

▼問い合わせ　群馬労働局労働保険徴収室

☎027−896−4734

## 行政相談を開催します

■日時…11月19日（金）
　午後1時30分～午後4時
■会場…楽集センター
■内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

## 防災行政無線の放送内容は電話でも確認できます。

**☎0279-54-3499**

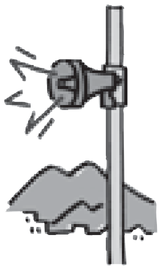

## 投票に行こう！　衆議院議員総選挙

政治は、私たちの毎日の暮らしと深く関わっています。有権者の皆さん一人一人が、1票を大切に、よく考えて投票しましょう。

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行くことができない人は、村役場で期日前投票または、滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

◇投票日
■投票日時
10月31日（日）
午前7時～午後8時
◇期日前投票
■期日前投票日時
10月20日（水）～30日（土）
午前8時30分～午後8時
■期日前投票場所
榛東村役場　村民ホール
◇開票日時
令和3年10月31日（日）
午後9時から
詳しくは県ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/07/a4910021.html）をご覧ください。
▼問い合わせ先
榛東村選挙管理委員会
☎54－2211

募集
RECRUITMENT

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金

◇「ひとり親家庭」の経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、資金の貸し付けをしています。
■対象　母子家庭の母（配偶者のいない女性で、20歳未満の子を扶養している人）、父子家庭の父（配偶者のいない男性で、20歳未満の子を扶養している人）、父母のいない20歳未満の子、寡婦（かつて母子家庭の母であった人）など
■貸付資金の種類　修学、就学支度、修業、技能習得、生活、転宅、住宅、就職支度、事業開始、事業継続、医療介護、結婚などの資金
■利率　無利子
※ただし一部資金は有利子
■返済方法　口座引き落とし
※毎月払い、年2回払い、年1回払いのいずれか
■申請方法　所定の申請用紙
※申請前に必ず相談してください
▼渋川保健福祉事務所
☎0279－22－4166

## 火事や災害から地域を守る消防団員を募集しています

消防団は市町村に設置されている消防機関です。そこで活躍する消防団員は非常勤特別職の地方公務員で、地域における消防・防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。しかし消防団員は全国的に減少していて、本県でも同様の状況です。

地域の安全・安心を守るため、消防団に入団しませんか。特に若い人の力が活動の原動力となります。皆さんの入団をお待ちしています。

■対象　18歳以上の人
（在勤・在住者）
▼問い合わせ先
榛東村総務課
☎54－2211

## 令和4年度入校　陸上自衛隊高等工科学校生徒募集

◇推薦試験
■応募資格　令和4年4月1日現在、中卒（見込み含む）17歳未満の者で、中学校長又は中等教育学校長が推薦できる者
■受付期間　令和3年11月1日から同年12月3日まで
■試験
▽試験日
令和4年1月8日から1月11日までの間の指定する1日
▽試験場
陸上自衛隊高等工科学校（神奈川県横須賀市）
▽試験種目
口述試験、筆記試験（作文含む）及び身体検査
◇一般試験
■応募資格　令和4年4月1日現在、中卒（見込み含む）17歳未満の者
■受付期間　令和3年11月1日から令和4年1月14日まで
■試験
▼第1次試験
▽試験日
令和4年1月22日(土)
▽試験場
勢多会館（前橋市）
▽試験種目
筆記試験（中学校卒業程度の国語、社会、数学、理科、英語及び作文）
▽第2次試験（第1次試験合格者のみ）
▼問い合わせ先　自衛隊群馬地方協力本部　前橋募集案内所
☎027－233－8960

## しんとう安全・安心メールにご登録を

村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールで配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

ml.shinto@e-park.ne.jp

# 広報カレンダー 11月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1<br>保9:30はつらつ教室（要予約）<br>保10:30はつらつ教室（要予約）<br>保13:30 健康相談 | 2<br>保13:00<br>1歳6か月児健診 | 3<br>文化の日 | 4<br>保10:00<br>おはなしアイアイ（要予約）<br>南19:30<br>ボディメイク健康教室 | 5 | 6 |
| 7 | 8<br>保9:30はつらつ教室（要予約）<br>保10:30はつらつ教室（要予約）<br>保13:30 健康相談<br>楽13:30 楽集シネマ | 9<br>さ10:00<br>障害福祉なんでも相談 | 10<br>保 複合検診（要予約） | 11<br>南19:30<br>ボディメイク健康教室 | 12<br>さ9:30 心配ごと相談<br>保複合検診（要予約） | 13 |
| 14<br>南ノルディックウォーキング教室 | 15<br>保複合検診（要予約）<br>保13:30 健康相談 | 16 | 17<br>楽13:30 人権相談<br>楽13:30<br>レザークラフト教室① | 18<br>保すくすく教室（要予約）<br>南19:30<br>ボディメイク健康教室 | 19<br>楽13:00 人権相談<br>村13:30<br>農地・農業者年金相談<br>村13:30<br>空き家無料相談 | 20 |
| 21 | 22<br>保9:30はつらつ教室（要予約）<br>保10:30はつらつ教室（要予約）<br>保13:30 健康相談<br>村15:00 手話通訳者設置 | 23<br>勤労感謝の日 | 24<br>保9:45 両親学級①（要予約） | 25<br>保13:15<br>2歳半のむし歯予防相談会<br>南19:30<br>ボディメイク健康教室 | 26<br>保13:00 乳児健診<br>さ13:30 無料法律相談 | 27 |
| 28<br>村8:30 日曜税務窓口<br>耳9:00<br>しんとうパパフェス | 29<br>保9:30はつらつ教室（要予約）<br>保10:30はつらつ教室（要予約）<br>保13:30 健康相談 | 30 | | | | |

新型コロナウイルス感染症予防のため、各行事について規模縮小や中止する場合があります。

※ふれあい館休館日
11月8日（月）、22日（月）

**実施場所**
村村役場　保保健相談センター　ささえの家　中中央公民館　南南部コミセン　ふふれあい館　耳耳飾り館
児児童館　アしんとうスポーツアリーナ　楽楽集センター　総総合グラウンド　公ふるさと公園　榛榛東中体育館

【有料広告欄】


家族の夢かなえる住まい
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
（本店）榛東村広馬場 2207-1　（高崎支店）高崎市中泉町 640-9
ぐん・せい建商(株)
フリーダイヤル 0120-266-110
http://www.gunsei.com
ぐんせい

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで
(有)羽鳥製材所
TEL.0279-54-5142
北群馬郡榛東村山子田1439-1　URL http://www.hatori-woody.co.jp
モデルハウス　ぐんまの木の家「こもれび」 北群馬郡榛東村新井3252-5

Happy Halloween
榛東村新井1223-1
0279-25-8820
あおば歯科医院
診療時間／AM8:30～PM12:00
PM2:30～PM 7:00
休 診 日／日曜日・祝祭日・水曜日
（祝日のある週は水曜診療日）

いわくら榛東接骨院
でんわ　090-7426-4752
榛東村広馬場 873-2 サクシードヒルD.E 2部屋分
駐車場はウラに多数有ります　TEL0279-25-8666
※八ノ海道信号東に 800m『小林新聞店さん』東 100m 左折すぐ
『交通事故／労災指定・保険接骨院』 7時半まで受付　時間外予約もOK！
(^o^) コロナ対策徹底！　個室施術、最新エコーも完備 (^o^)

なかじま鍼灸接骨院
各種保険・交通事故取扱

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日･祝 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00～12:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 15:00～20:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ※ | × |

TEL・FAX.0279-70-8787
〒370-3503 北群馬郡榛東村新井1485-1

有限会社 群馬サポート
☎0279-54-2322　村内全域
■浄化槽保守点検　■浄化槽清掃
■浄化槽修理　■一般くみとり
榛東村長岡 939-1　お気軽に連絡ください。

## しんとう・ふるさと文化財ウォーク第１回を開催しました。

10月７日(木)、しんとう・ふるさと文化財ウォークが開催されました。参加者の皆さんは学芸員の案内により、長岡地区の道祖神などの石造物や、東光寺の薬師堂の縁日の様子を徒歩で見学しました。しんとう・ふるさと文化財ウォークは、テーマごとに事前学習会と散策会を行うもので、春の第１弾に続き第２弾も好評です。地域の歴史文化に親しむ講座として耳飾り館主催で開催しています。

群馬テレビ データ放送
市町村からの情報を掲載中!!

## 群テレ3ch & dボタンを押してみよう！

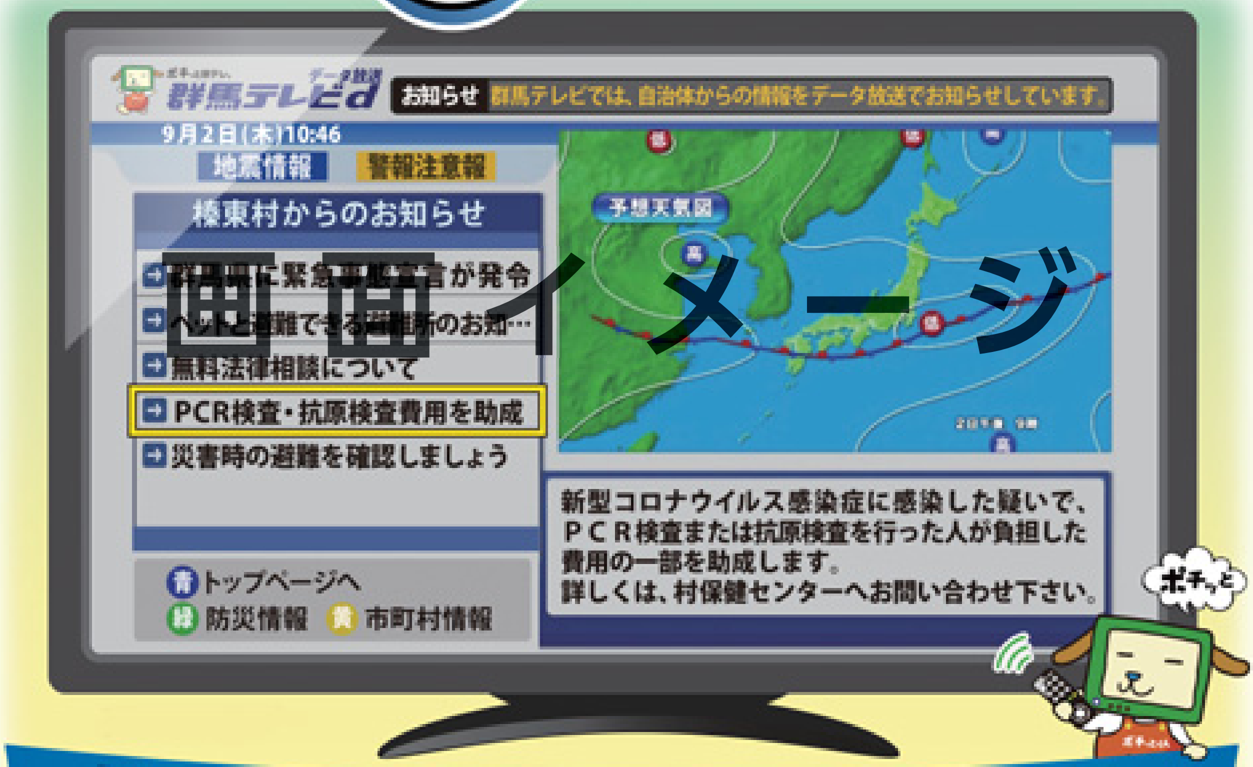


## 榛東村の情報をテレビでチェック！

災害発生時の**避難情報**や、**新型コロナウイルス**関連の情報
そのほか**暮らしに役立つ情報**などを随時発信しています。

イベント情報

EVENTS INFO

## 子育て支援イベント「しんとうパパフェス」を開催します

問い合わせ先 教育委員会事務局☎54－2211（内線262）✉s-kyoiku@vill.shinto.gunma.jp

### ～親子ウォークラリー～

親子で一緒に楽しみながらコースを歩きます。各チェックポイントで課題をクリアしながらゴールをめざします。（約60分のコースです）

コース：受付・スタート（耳飾り館）→ふるさと公園→しんとう総合グラウンド→ゴール（耳飾り館）

**【日　　時】** 令和３年11月28日（日）１部９：00～、２部９：30～、３部10：00～

**【会　　場】** 耳飾り館、ふるさと公園、しんとう総合グラウンド

**【対　　象】** 園児から小学生までの親子（村内在住者）先着30組（１部10組、２部10組、３部10組）

**【参 加 費】** 無料

**【持 ち 物】** 筆記用具、飲み物

**【申込方法】** 教育委員会事務局まで電話（土日祝日は除く）または、メールで申し込んでください。

**【申込期間】** 11月４日（木）～25日（木）

※申し込みの際、「名前、住所、連絡先、希望の時間（9:00～、9:30～、10:00～）」をお知らせください。

定員になりましたら、しめきりとさせていただきます。

11月28日（日）時点での榛東村の警戒度が「４」の場合、延期または中止となります。

## 榛東くらしの風景　季節をめぐる

### 東光寺薬師堂縁日（宵祭り）

毎月８日は薬師如来の縁日にあたることから、長岡の東光寺薬師堂では、前日の10月７日の午後、宵祭りとして病気平癒、五穀豊穣を祈願し法要が行われています。薬師堂の本尊である薬師如来座像は一年に一度この日に開帳されます。

東光寺薬師堂は建物の特徴から18世紀末～19世紀初期頃の建築とみられます。本尊を内部に安置する厨子（榛東村指定重要文化財）は宮殿系の型式で、透かし彫りを多用する華麗な印象です。薬師厨子の横には薬師如来の脇侍である十二神将がそろい、地域の人々に大切に受け継がれてきた東光寺の歴史を伝えています。

（耳飾り館　学芸員）

広報しんとう　令和3(2021)年10月号　No.608

発行:榛東村　　編集:総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211　FAX0279-54-8225

ホームページアドレス　http://www.vill.shinto.gunma.jp/


**人口と世帯**

（９月末日現在）

| | |
|---|---|
| 総人口 | 14,580人（＋15） |
| 男 | 7,456人（＋14） |
| 女 | 7,124人（＋ 1） |
| 世帯数 | 6,032戸（＋20） |

※（　）は対前月

**編集だより**

朝晩が急に冷え込んできました。昨年度に流行がなかったため、今年はインフルエンザの流行が懸念されています。今までどおり感染症対策を継続して、体調管理に気をつけましょう。インフルエンザ予防接種を希望される方は、早めに接種をご検討ください。（大）